

2022（令和4）年度 公益財団法人日本教育公務員弘済会 東京支部

日教弘研究助成事業「研究助成奨励金」事業 実施要項

日教弘東京支部研究助成奨励金は、東京都の教育の向上発展に重要であり特色ある研究や継続的な活動に対して奨励し助成を行う事業です。2022（令和4）年度は下記要項のとおり実施します。

1. 主催 公益財団法人日本教育公務員弘済会 東京支部

2 助成要件

（1）助成の趣旨

東京都の教育の振興と児童・生徒の教育の充実に寄与すると認められる全都的・組織的団体が2022（令和4）年度に行う有益な教育研究活動を対象とします。

（2）助成の対象とならないもの

- ① 営利目的、または営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 既に終了しているもの

（3）募集対象

東京において関東大会以上の大会を主催する全都的かつ組織的な都の教育研究（活動）団体を対象とします。

- ① 応募者が計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び報告を行うことを条件とします。
- ② 非営利団体及びその他の団体は、下記の条件を満たす団体のみを募集対象とします。
 - ア 申請団体が主催し、企画、運営、実施を行う事業であること。
 - イ 事業所及び研究・活動の実施場所が東京都内であること。
 - ウ 事業総額が50万円以上であること。ただし、事業総額の10%以上は、自己資金（団体負担金、参加費等）が入っていること。
 - エ 1年以上の活動実績があること。
- ③ 一定期間日教弘東京支部奨励金の助成を受けていないこととします。（一度助成を受けている場合は、研究完了年度の翌々年度以降から応募することが可能です。）
- ④ 日教弘本部奨励金と日教弘東京支部奨励金及び他支部奨励金に重複申請をした場合は、選考対象外とします。
- ⑤ 原則として、2022年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）1年間で完了する研究活動とします。
- ⑥ 公益財団法人日本教育公務員弘済会東京支部が後援していることを、開催要項等に明示することを条件とします。

(4) 応募期間

2022（令和4）年4月1日（金）～ 2022（令和4）年6月30日（木）

(5) スケジュール

選考期間：2022（令和4）年7月中旬～下旬（予定）

* 申請書について、面談や問い合わせを行うことがあります。

* 採否の理由等、選考に関わる問い合わせには回答しません。

* 助成が決定した事業については、研究・活動の進捗を確認することがあります。

(6) 応募方法

① 申請書作成・提出

ア 当支部ホームページ (<http://nitkk.com/>) を開き、研究助成奨励金申請書をダウンロードしてください。

イ 申請書へ捺印し、添付書類を加え郵送にて送付してください。

送付先：〒102-0074 東京都千代田区九段南2-6-8 都教弘会館5階

弘済会東京支部 研究助成奨励金 係 宛

② 添付資料の提出

団体の会則、役員名簿、会員数、研究大会資料（大会要項等）、概要が分かる書類

③ 提出締切り

2022（令和4）年6月30日（木）当日消印有効とします。

④ その他

ア 提出された申請書類・添付資料は返却いたしませんのでご了承ください。

イ 申請の皆様からの申請内容を正確に審査するため、次のような申請書は審査の対象となりませんので十分ご注意ください。

・記入漏れがあるもの ・添付書類に不足があるもの

<事業情報の公開及び個人情報の取り扱いについて>

・助成の交付が決定した団体については、事業名、団体名等を当支部「弘済会だより」等に掲載します。

・申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。

・当支部が定める「プライバシーポリシー」に基づき、個人情報を扱う際には適正な収集、利用、管理を行います。

3 助成金額

上限20万円以内とします。

ただし、以下に記載した費用は対象外とします。

(1) 申請者本人(共同者含む)の人件費・交通費

(2) 汎用性のある機器(パソコン・タブレット等)の購入費

(3) 組織等の一般管理費（懇親会等の飲食費も含む）

4 選考

(1) 選考方法

- ①日教弘東京支部教育振興事業選考委員会の選考後、東京支部幹事会の議を経て支部長が対象者を決定します。
- ②選考後、採否を文書にて各申請者に連絡します。

(2) 選考基準

全都的かつ組織的な都の教育研究（活動）団体が、①東京にて主催する関東大会以上の研究大会であること、②同じ研究団体の連続した年度での研究大会は選考基準の対象外とする、③当支部が後援していることを大会要項及びそれに準じたものに明示すること、④当支部が作成した申請書の項目をすべて満たしていること。

また、次の諸点に重点を置き選考します。

- ① 萌芽性・・・独創性に優れ、展開の可能性が大きいもの
- ② 計画性・・・計画が十分に検討されているもの
- ③ 貢献性・・・継続的な活動により、社会的貢献度の高いもの
- ④ 必要性・・・政府・企業等の補助、助成が得難い等、当支部の給付の必要性が高いもの
- ⑤ その他・・・当支部が価値を認め評価するもの

5 助成対象者の義務等

- (1) 対象者は、申請書の内容に従って助成金を使用します。また使用する際には必ず領収書を取り、研究・活動の終了後に報告書に添えて2023年3月17日（金）までに提出して下さい。報告書の提出方法については、対象に別途お知らせします。
- (2) 提出された報告書・資料等は、当支部が公表できるものとします。

6 問い合わせ先

〒102-0074

東京都千代田区九段南2-6-8 都教弘会館5階

弘済会東京支部 研究助成奨励金 係

電話 03(5210)4201 FAX03(5210)3953

E-mail : tokyo@nikkyoko.or.jp